

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成 25 年 4 月 24 日（水）13:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、只今から、原子力規制委員会の定例の会見を始めたいと思います。

なお、本日、この後、委員長は国会対応がございますので、長引いたとしても、（午後）2時15分には終わらせていただきたいと思いますので、皆様方、今日は特に質問は簡潔によろしくお願いいたしますと思います。

それでは、委員長からは特に御発言ございませんので、只今から御質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手をして、マイクが届いてから、所属とお名前をおっしゃってから、御発言をお願いします。それでは、マツヌマさん、どうぞ。

○記者 赤旗のマツヌマです。

立地指針について伺いたいのですけれども、昨日の国会でも、今までの立地指針の考え方はとらないということで、お話されていたようですが、7月時点で現行の立地指針は廃止するお考えでしょうか。

○森本次長 規制庁次長の森本でございます。

現在の立地指針に書かれている内容については、今度の規制基準の中に盛り込まれる形になっております。したがって、今ある立地指針というのは、特に廃止するとか、そういうことはございませんけれども、一言で言えば、適用されないという形になります。

○記者 盛り込まれるとおっしゃっていたのですけれども、原子力災害の防護措置について、支障を来さないようなことを見るように、3つの柱の1つがなっていたと思うのですが、これに相当するものというのは、今度の規制基準のどこになるのかということがよくわからないのです。

○司会 それは細かい話なので、後ほど御説明します。

○記者 細かくはないと、私は思っています。

○田中委員長 今までの立地指針というのは、重大事故とか、仮想事故を仮定しまして、重大事故時にも放射線の障害が住民に及ばないようにということで、居住制限をしたり、あるいは人口密集地点に作らないという指針になっていたと思います。それを前提として、立地を考えるということだったのですが、今回は重大事故とか、仮想事故という考え方はとっていないのです。

ですから、先程次長がおっしゃったように、ずっと議論をお聞きになっているからお分かりだと思いますけれども、どちらかということ、放射線障害よりも、環境汚染というところが大きくて、最大でも100テラベクレル以下にするという規制になっています。

例えば全身被ばくは250ミリシーベルトというのが今の基準ですけれども、そういう状況から見ると、はるかに低いレベルになりますということを、昨日も国会で質問を受けたので、お答えしています。

○記者 通常、立地指針ですから、防災計画ができる前のあれですから、防護措置に対して見るところがあって、直接的に防災計画の実効性を見るものではなかった。以前の議論では、逆にそれが問題になったりしていたわけです。ですから、防災等を考えた時の実効性を求める条件だと、今までは理解されていたと思うんですけれども、防災に関する実効性のある程度求める項目というのは、今の規制基準等の中にはないのではないかと思います。そこを伺いたかったのです。

○田中委員長 防災指針と規制の方の指針は、必ずしも一体ではないのですけれども、先程も申し上げましたように、今回はシビアアクシデント対策も含めて対応を求めています。そのことによって、要する離隔距離をとって、住民の放射線被ばくを防止しようという考え方はとっていないということで、今回求めている基準、シビアアクシデントに対する基準というのは、今までの立地指針で書いてあるような線量から見ると、はるかに低いレベルになるということで、御理解いただければいいと思います。だから、規制基準で防災をするというのは、シビアアクシデントマネジメントとか、そういうことになっているということでもあります。

○記者 委員長は、以前、深層防護の考え方でいうと、防災は第5層ということで、防災計画まで入っていないと、本当の安全確保の国際的な基準とはなり得ないとおっしゃっていたのですけれども、そうすると、今のシビアアクシデント云々というのは、4層までの話です。委員長は、かねがね世界最高水準の安全ということをおっしゃられているわけですけれども、それは第5層を除くということで、理解してよろしいでしょうか。

○田中委員長 第5層の分は、防災指針の方で対応できるようになっているわけですから、第4層、第5層とクリアカットに分けるのはどうかと思いますけれども、住民の被ばく量というのは、例えば緊急の状態が起きた時には、放射能が外に漏れているかどうかにかかわらず、5km圏内の住民の避難等の対策をとることになっていまして、いわゆる今の立地指針と比べて云々という、そもそも安全の組み立てが違っているということなのです。

○記者 防災指針で求めていることは、今までよりいろんな形で前進されたと思うのですけれども、実効性のことに関して、全く何の取り決めもない状態だと思います。もちろんこれまでの立地指針が十分であったとは全く思っておりませんが、それでも形の上で、実効性に近いものを求めていた。それもなくなってしまったという感じがするのです。

○田中委員長 そんなことはなくて、環境へ放出する放射能をセシウムグレイ・イクイバレント (GyEq) で100テラベクレル以下というところは、今のあれとは全然違うレベルなのです。

○司会 マツヌマさん、すみません、もうちょっと簡潔にお願いします。立地指針と規制基準の関係は、今、事務方を呼びますので、その時でよろしいですか。他の方もお待ちになっていますのでね。

○記者 最後に1つだけ、実効性に関しては、以前、ある程度点検はされていくということはおっしゃっていたと思うのです。防災計画の実効性については、訓練等やって点検していかなければと、実効性を高めることを目指したいと以前おっしゃっていたわけですが、規制基準等はクリアされた炉があって、防災計画に関して大きな問題が見つかった、再稼働云々と言われた時に、法的には止めるような措置はないと思うのですけれども、そういった場合に、原子力規制委員会として何らかの措置、防災計画に余りにも大きな不備があった場合、何か対応されるおつもりはあるのでしょうか。

○田中委員長 かなり大胆な仮定なので、そんなことはないと思っています。今の基準でそんなことは起こらないと。ただ、今、少し議論が足りないのは、EAL（緊急時活動レベル）というところのレベルについて、どういうふうにするかというのは、今後少し詰めていく必要があると思っています。要するに、防災のアクションを起こすレベルをどういう事象でどういうふうに判断するか、これは事業者との関係もありますので、そこはまだ議論が十分詰まっていないところがあります。

○司会 では、シミズさん。

○記者 エネルギーと環境のシミズです。

自分の勉強も含めて伺うのですが、今日、原電敦賀の活断層のあれをやっていますけれども、今まで6地点の活断層調査をやってきたわけですが、新安全基準が施行される際には、この6地点について、規制委員会として何らかの結論をまとめるということになるのでしょうか。これが1つと、それと、6地点以外のところの活断層のいわば評価というか、調査というか、それはどうなるのでしょうか。その2点です。

○森本次長 規制庁の次長の森本ですけれども、実は、昨日の会見でも少し整理させていただいたのですけれども、6地点につきましては、これは原子力安全・保安院が追加調査を指示したものでございますので、規制委員会はこれについて一定の見解を得ることが審査の前提になるということでございます。したがって、6地点につきましては、新しい基準が施行されても、そういうスタンスで取り組んでいくと。6地点以外のものにつきましては、申請がありますれば、その際に、その中で審査をしていくこととなります。

○記者 1点だけ。一定の見解というのは、どういうイメージのものになるのでしょうか。

○森本次長 規制庁次長の森本でございますが、これはまさに現在やっただいています有識者チームを組んで現地調査を行っただいて、そこで評価の取りまとめをやっただいておりますが、それを続けるということでございます。

○記者 続けるというのは、新安全基準が施行されても続けるという意味ですか。

○森本次長 おっしゃるとおりです。

○司会 それでは、次の方。では、フナコシさん。

○記者 読売新聞のフナコシです。

同じく敦賀原発の、これから行われる敦賀の破砕帯調査についてですけれども、先程資料が配付されて、今日、みっちり事業者との議論をさせて、報告書の修正などは行わないようなのですけれども、一般的に考えると、こういう事業者との、ある種ガチンコの議論というのはピアレビューの前にやるべきなのではないかなとも思うのですけれども、先日、自民党のPT（プロジェクトチーム）でも、事業者の声をきちんと聞くべきという声が出ていて、今日の会合というのは、そういうさまざまな声に配慮したと、そういう形ということなのではないでしょうか。

○田中委員長 自民党PTの声を反映したということはないですが、前から私も申し上げているように、島崎委員にもお願いしているように、事業者の方から新たなデータが出てきた場合には、結論をそんなに急がないで、きちっと議論をしてくださいとお願いしているところですので、その延長線上にあるということで、今日は相当時間をとってお聴きをするというふうに、事業者から思いのたけを述べてもらうということになっているのではないかと私は理解しているのですが。

○記者 もし今日の会合で結論が出て、今日でなくてもいいのですけれども、最終報告書案がまとまったとした時に、次には規制委にそれを提出するという形になっていると思うのですけれども、有識者会合の最終報告書を受けた後の、田中委員長はじめ規制委の対応について、その流れや運びについて、今の委員長のお考えについて教えてくださいますか。

○田中委員長 有識者会合の科学的な判断について、規制委員会がどうこう言うことは多分ないのだろうと思いますので、その判断を受けて、今後、規制委員会としてどういう判断をすべきかというのは、そこでもう一回議論をしたいと思います。

○記者 その判断というのは、安全審査を受ける、受けないという、それ以外の判断というのはいり得るのですかね。

○田中委員長 今、そういうことを予断を持って言うと、いろいろまた言われますので、そういうことではなくて、いろいろあるかもしれないので、他の委員の意見もよく聞いて判断したいと思います。

○司会 それでは、次の方。では、ミヤジマさん。

○記者 月刊誌FACTAのミヤジマです。

この間の廃炉会議で委員長から4つの重要な御指摘があったと私は思っておりますが、その中の4番目、2号機、3号機のタービン建屋の下から海側に伸びるトレンチも暗渠ですけれども、これのリスクというものについて、あえて廃炉会議で問題提起された。こ

これは重要なことだと思っておりますが、この暗渠の現状と、それを規制庁、あるいは規制委員会としてどういうふうに御覧になっているのか。現実問題として、一応、東電側は、海側の開口部はコンクリで塞いでいると言うわけですがけれども、どういう事象が起こると、ここから危ないことが起こるといふ御認識をお持ちになっているのか。東電側についてもよくわからないものですから、あえてこれを問題提起されたことについての御認識を伺いたいです。

○田中委員長 いろいろなレベルの汚染水があるのですが、大分前はかなり高濃度の汚染水があつた暗渠にたまっている状況になっているというふうに私自身は理解していただいて、それがまた万が一出ると、今度は海にそのまま出てしまうこととなりますので、そういう点については、早急にきちっと対応をとってほしいと、そういう意味で申し上げておきました。

○記者 ありがとうございます。その上の3番目のところ、これも重要なテーマだと思えますけれども、山側の、井戸は作っていますけれども、その上にシールドというのでしょうか、遮水壁を造るという話もありますけれども、以前も少し御言及いただきましたけれども、希釈排水というのですかね、総量規制の問題がありますけれども、そういう基準みたいなものも、それを前提にすることはできないのかも知れませんが、この3の問題については、法令上、いわゆる汚染水のそういう問題については、規制庁はどういう形でこの問題をリードしていく可能性があるのか。トリチウムの場合は何十万トンも処理することは不可能というのも特定施設では議論になっているのですが、なかなか東京電力の側からは言えないようなところもあつて、その辺のところは科学的、専門的技術で、何をもって、どういう形で水を減らすことができる、そのシステム構築の部分ですね。何か委員会を作ったりして、具体的に考えるようなお考えがあるのか伺いたいです。

○田中委員長 今、御指摘のようなことは、多分、今後必要になることかも知れませんが、とりあえず先日の会議の下に汚染水処理検討委員会ができて、今、御指摘のようなことについて検討するということですので、その状況を見てから、そこにもうちの審議官も入っていますので、すぐに結論を出せるような問題ではないと思っておりますので、そういう様子を見ていきたいと思っております。

○司会 それでは、次の方いらっしゃいますか。ヤマダさん。

○記者 新潟日報のヤマダと言います。

先程も似たような話があつたので、これは確認ですが、先週、東京電力が柏崎刈羽の敷地内断層に関する調査結果を公表したのですが、先週の段階の話だと規制庁の事務方の方にも報告されているということですが、これの取扱いというのはどうなっていくのでしょうか。

○森本次長 規制庁の次長の森本でございます。

柏崎刈羽につきましては、原子力安全・保安院の時代にデータの拡充に努めるべきサイトであるということで位置付けられ、自主的に調査を実施されていると認識しております。これらの扱いですけれども、今後、申請が出されれば、その中で見ていくということでございます。

○記者 もう一点、全然違う話ですけれども、先日、池田長官と会われた新潟の泉田知事が、本日の知事会見等でも原子力安全行政の一部を担う行政機関として、言わば規制委員会側の決定権を持たれている委員長にお会いしたいと。会って意見を直接言えないことを問題視されているというような発言をされているのですけれども、改めて委員長は、場合によってはお会いになるというお考えもあおりでしょうか。

○田中委員長 状況に応じて、会う必要がある場合には会いますが、私がお伺いしているのは、大分前にもいろいろ紙をいただいています、そういう提案等については事務方のトップの池田長官にお会いしていただいて、情報は共有するということで来ております。私のところに要望書は合算したら、これくらいはあるのではないですかね。全部とってあります。

ですから、いろいろな形の御要望がありますので、本当はひとつひとつちゃんと対応ができればいいと思いますし、逆にいろいろな意見があるんです。だから、それはそういうことなので、御容赦願いたいと。私も今週はずっと国会対応で本当に忙しいものですから、そういうことを含めて。

それから、いろいろとやりとりはあるようですけれども、事実関係も少し食い違いがあるみたいなので、それは事務方の方に少し整理していただいています。

○司会 よろしいですか。会見の途中ではございますけれども、私は先程、今日は委員長はこの後、国会対応と申し上げましたけれども、予定のスケジュールがかなり進んでいるということの連絡が来まして、誠に恐縮ですけれども、(午後)2時には会見を終わらせて、これは国会の進行が進んでいるということで、御容赦をいただきたいと思いません。

その上で、御質問を時間の限りですけれども、ニイさん。

○記者 共同通信のニイです。

昨日、茂木経産大臣が再稼働について言及をして、早ければ、今年の秋にもという発言があったようですけれども、第一に経産省等とそういった再稼働の時期に関して情報交換をしているのかという有無と、もしそういった情報交換が全くなくて、一方的に経産省側、大臣側が言ったのであれば、規制庁、規制委員会の独立性への疑念であるとか、もしくは国民に誤った情報を言わば提供することになるので、そのことについての委員長の思いを伺いたいです。

○田中委員長 情報交換はしておりません。前から申し上げているように、新しい基準が施行されたら、それに基づいて申請が来れば、粛々とできるだけ速やかに審査をしていくということです。それだけです。

○記者 言わば、政治や経済からの独立性を標榜しているのに、全く何の情報交換もしていない経産大臣がそういった具体的な時期を言うと、国民もしくは経済界等にかなり影響があると思いますけれども、そうすると規制委の任務遂行には支障があると思いますが、そういった思いはないですか。

○田中委員長 私はそういうことが仮にあったとしても気にしないで、私たちの考えでやっていきたいと思っています。

○記者 分かりました。

○司会 では、次の方。カンダさん。

○記者 時事通信のカンダです。

6 原発の破砕帯の調査の関係ですけれども、今、行われている大飯の現状確認の中では、破砕帯の部分は別の当然、専門家を入れたチームでやっているということで別枠になっていると思いますが、こちらがまだ結論が出ていない段階で、今の現状調査のまま、つまり4月の施行後も9月まで継続運転を認めるということはあるのでしょうか。

○田中委員長 重大な安全上の欠陥が見つければ、それは止めることもあるかもしれないと言っていますけれども、原則新しい基準の適用の仕方については、繰り返し申し上げているように、次の定検が終わった後、もう一回動かす前までには対応していただくということですから、その原則で行くと思います。

○記者 と言いますと、つまり9月の段階以降の審査では、大飯の件も一定の結論が出ないと、それは審査ができませんよということになるかもしれませんが、今回の現状確認に関して言うと、9月下旬の段階で向こうの破砕帯の審議がある程度結論が出ていない状態でも、それはそのままいいということですか。

○田中委員長 要するに現状確認というのは、いわゆる法律に基づいたものでないものですから、その状況の中でいろいろな方に聞かれるのですけれども、とにかく今、動いている唯一の炉ですから、それについてはちゃんとできるだけ早く私の目からも現状を確認して、お知らせする方がいいだろうというところもありますが、止めるか止めないかとか何かというのは、今の時点で何も調べていないわけですから、そういう判断は今ここで申し上げることは控えたいと思います。

○司会 すみませんが、最後にニシカワさん。

○記者 朝日新聞のニシカワです。

先程の茂木大臣の再稼働発言について、速やかに審査ということですがけれども、早ければどれくらいというのは、例えば半年はかけたくないとか、1つの原発について、見通しがあれば教えてください。

○田中委員長 私はどれくらいかかるかは余り分からないのですが、一般論で言えば、新基準の適合状況が非常に進んでいれば早いと思いますけれども、そうでなければもっとかかるだろうし、そこは分かりません。

○司会 よろしいですか。

では、すみません。本日は国会対応のため、会見は以上で終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—